

償却資産申告の手引き

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日（賦課期日）現在において出雲市内に所有している償却資産について、申告していただくことになっています。
この『申告の手引き』をご参照のうえ、申告書を作成し、提出をお願いします。

申告期限は令和8年(2026)2月2日（月）です。

も く じ

償却資産申告について	2 ページ
固定資産税（償却資産）の課税について	3 ページ
申告書の提出について	4 ページ
償却資産申告書の書き方	6 ページ
種類別明細書の書き方	7 ページ
申告の対象となる資産	9 ページ
償却資産の課税のしくみ	14 ページ
課税標準の特例と非課税等	16 ページ
申告の誤りが多いケース	18 ページ

申告書の提出先 及び 問い合わせ先

出雲市役所 資産税課 償却資産係

〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地 （本庁2階）

電話：0853（21）2211（代表） 内線 2165

0853（21）6219（直通）

※申告書の提出は、各行政センター市民サービス課でも受け付けます。

（申告についてのお問い合わせは、本庁でのみ受け付けます。）

- ☆ 郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。

ホームページの
情報もご活用
ください！

出雲市 償却資産



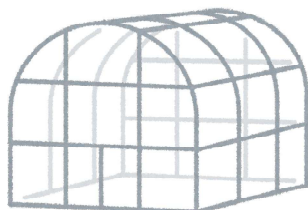
出 雲 市

償却資産とは？

償却資産とは、法人・個人で工場、商店を営んでいる方や、駐車場、アパートなどを貸し付けている方が所有している事業の用に供することができる構築物・機械・工具・器具・備品等の資産で、土地・家屋以外のものをいいます。償却資産の所有者は、土地・家屋の所有者と同様に固定資産税が課税されます。



駐車場設備



ビニールハウス



賃貸住宅



電子機器



機械・装置



建設用重機



太陽光パネル



レジスター

償却資産申告について

■ 申告が必要な方

1. 毎年1月1日時点において出雲市内で償却資産を所有されている方
2. 毎年1月1日時点において出雲市内で事業を行っている方
※償却資産を所有していなくても申告は必要です。→4ページをご覧ください。
3. 前年度まで出雲市に資産の申告をされていた方で、廃業または資産所在地の移転に伴い、1月1日時点で1、2のいずれにも該当しなくなる方
4. 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
5. 所有権移転リースの場合、（原則として）償却資産を使用されている借主の方

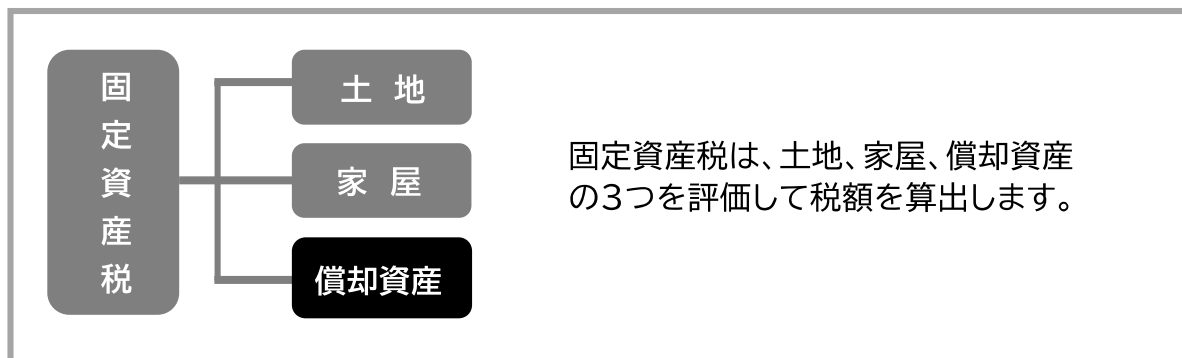
◎償却資産を所有しているかわからない場合

個々の資産が償却資産に該当するか分からない →9ページをご覧ください。

テナント等で家屋と償却資産の区別が分からない →12、13ページをご覧ください。

◎リースについては12ページに詳細を記載しています。

固定資産税（償却資産）の課税について



1. 納税義務者

令和8年1月1日現在の償却資産の所有者（償却資産を賃貸している場合も含む）です。

2. 課税標準額

令和8年1月1日現在の「評価額（決定価格）」が課税標準額となります。

→14ページをご覧ください。

※課税標準の特例の適用がある場合には、決定価格に特例率を乗じた価格が課税標準額となります。

3. 税率及び免税点

① 税率… 1.5%（税額＝課税標準額×1.5%）

※償却資産を含む固定資産税の納付税額は、所得計算上、損金または必要経費に算入できます。

② 免税点… 償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

※申告は必要です。

4. 納期

第1期（全期）	5月末
第2期	7月末
第3期	11月末
第4期	2月末

※具体的な納期限は、4月中旬にお送りする「令和8年度納税通知書、課税明細書」でご確認ください。

※課税標準額が免税点(150万円)未満の方は課税標準額の欄が「0円」と表示されます。

申告には便利なエルタックスをご利用ください！ →20ページをご覧ください。

出雲市では、地方税ポータルシステム eLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告を受け付けています。手続きの方法及び操作方法については、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX のホームページをご覧ください。

■eLTAX ヘルプデスク電話番号 0570-081459（または 03-5521-0019）
（受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く。））

申告書の提出について

■ 申告方法の種類について

申告方法には以下の2つの種類があります。

- ① 一般方式 … 前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は市で行います。
- ② 電算処理方式 … 賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

■ 提出書類

提出の締め切りや提出先についての基本事項は、手引きの表紙に記載しています。

【はじめて申告される方】

申告者の区分	提出が必要な書類		注意点
	償却資産申告書	種類別明細書	
		増加資産・全資産用	
申告資産あり	○	○	令和8年1月1日時点の全資産を記入してください。
申告資産なし	○	×	申告書の表紙「18備考欄」の『3.該当資産なし』に○をつけてください。

【前年度までに申告されている方】

申告者の区分	提出が必要な書類			注意点
	償却資産 申告書	種類別明細書		
		増加資産・ 全資産用	資料用	
資産の増減がない方	○	×	×	申告書の表紙「18備考欄」の『1.資産増減なし』に○をつけてください
増加資産のみの方	○	○	×	・ 令和7年1月2日～令和8年1月1日の資産増減について、必要事項を記入してください。 ・ 令和7年1月1日以前の資産増減で申告漏れとなっていたものについても、必要事項を記入してください。
減少資産のみの方	○	×	○	
増加資産・減少資産の 両方ともある方	○	○	○	
事業状況等に異動（合併、 相続、閉鎖など）がある方	○	○	○	申告書の表紙「18備考欄」の該当項目に○をし、括弧内に日付を記入してください。該当項目がない場合は、空欄や別紙に記入してください。
前年度電算処理方式により 申告された方	○	○		

※償却資産申告書及び種類別明細書の記入については、6～8ページの記入例を参照してください。

※償却資産申告に使用する様式は、出雲市ホームページからダウンロードできます。

※個人番号を記載された申告書を提出していただく場合、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、本人確認（番号確認、身元確認、代理権確認）を行います。

■ 申告をされない場合や虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条及び出雲市税条例第53条の規定により、10 万円以下の過料を科せられることがあります。

また、虚偽の申告をされると、地方税法第385条の規定により、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処せられることがあります。

■ 国税資料等の閲覧について

償却資産を保有しているにも関わらず、申告を行っていないと判断した場合や申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第354条の2の規定により、税務署において法人税または所得税に関する申告書等の閲覧を行うことがあります。

■ 資料提出依頼と実地調査のお願い

申告内容を確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、以下の帳簿書類等の提出依頼や実地調査にお伺いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

①法人事業者の方

- ・直近の法人税確定申告書(控)中の別表1及び16、減価償却資産個別明細書
- ・減価償却資産の明細がわかる書類

②個人事業者の方

- ・直近の所得税の青色申告決算書(控)
- ・減価償却資産の明細がわかる書類

■ 申告内容の修正と遡及課税について

実地調査等に伴い、申告いただいた内容の修正をお願いすることがあります。その場合は、過年度(5年度分)へ遡及課税することがあります。

国税との違い

法人税・所得税の確定申告と固定資産税の償却資産の申告を混同されているケースがよくあります。確定申告をしても固定資産税の償却資産の申告が済んだことにはなりませんので、ご注意ください。法人税・所得税は国の税金、固定資産税の償却資産は市の税金です。

耐用年数の短縮または増加償却を適用した資産

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、耐用年数の短縮または増加償却を適用した資産がある場合は、税務署長または国税局長に提出した届出または承認申請書の写しを提出してください。これらの資産については、税務計算の取扱いに準じて評価額を算出します。

償却資産申告書の書き方

1. 法人・個人の所在地、代表連絡先を記載してください。(登記・住民票登録等)

2. 法人名・事業主の氏名を記入してください。

3. 個人番号または法人番号を記入してください。

4. 事業種目等を記入してください。(例 製造業、飲食業、農業、不動産賃貸業など)

5. 事業を開始した年月を記入してください。

6. 空欄部分に回答していただける方の氏名、括弧内に連絡先を記入してください。

7. 申告に税理士が関与している場合は税理士の氏名、連絡先を記入してください。

該当の年度や提出日付の数字を記入してください。

8~14. 該当するものに○をつけてください。

受付印	令和○年○月○日	令和○年度
出雲市長 殿		
償却資産申告書(償却資産課税台帳)		
1 住所	〒693-8530 〇〇市〇〇町〇〇番地 (電話 0853-21-2211)	3 個人番号又は法人番号
2 氏名	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 △△△△ (屋号)	4 事業種目
		(資本金等の額)
		5 事業開始年月
		6 この申告に回答する者の係及び氏名
		7 税理士等の氏名
		8 短縮耐用年数の承認
		9 増加償却の届出
		10 非課税該当資産
		11 課税標準の特例
		12 特別償却又は圧縮記帳
		13 税務会計上の償却方法
		14 青色申告

資産の種類	取得価額 (円)				減価償却額 (円)			
	前年までに取得したもの	前年中に減少したもの	前年中に取得したもの	計	前年までに取得したもの	前年中に減少したもの	前年中に取得したもの	計
1 構築物	10000000	5000000	1000000	6000000				
2 機械及び装置	20000000	500000	3000000	22500000				
3 船舶								
4 航空機								
5 車両及び運搬具								
6 工具、器具及び備品	3000000	1000000	1500000	3500000				
7 合計	33000000	6500000	5500000	32000000				

15 市(区)町村内における事務所等資産の所在地	16 借用資産
① 出雲支店 出雲市今市町70	(有)・無)
②	貸主の名称等
③	出雲市〇〇町〇〇番地 株式会社 ××リース 0853-00-0000
④	17 事業所用家屋の所有区分
	自己所有・借家

この欄は電算処理方式で申告される方のみ記入してください。

① R7.1.1 時点で所有していた資産の取得額合計を、資産の種類ごとに記入してください。

② R7.1.2~R8.1.1 までに減少した資産の取得額合計を、資産の種類ごとに記入してください。

③ R7.1.2~R8.1.1 までに増加した資産の取得額合計を、資産の種類ごとに記入してください。

④ R8.1.1 時点で所有している資産すべての取得額合計を、資産の種類ごとに記入してください。

18 備考(添付書類等)
※該当する項目に○をつけてください。
1. 資産増減なし(異動なし)
2. 資産増減あり
3. 該当資産なし
4. 廃業・解散・転出等 (令和 年 月 日)

17~18. 該当するものに○をつけて括弧内の日付を記入してください。
その他、伝達事項があれば記入してください。

16. リース資産がある場合には、貸主の名称、所在地、連絡先を記入してください。

償却資産申告書は、増減のない方、昨年度が免税点未満の方、該当資産のない方、廃業された方を含めすべての方に提出をお願いしています。

種類別明細書の書き方(増加・全資産)

第26号様式別表1(提出用)

該当の年度を記入してください。

令和〇年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名
株式会社 ○○○○

〇 枚のうち
〇 枚 目

次の区分に従って数字を記載してください。

- 1-構築物、建物
附属設備
- 2-機械及び装置
- 3-船舶
- 4-航空機
- 5-車両及び
運搬具
- 6-工具、器具
及び備品

行 番 号	資産 の 種 類	資産コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取得価額	耐用 年 数	価 額	課税標準 の特例		課税標準額	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月				率	コード			
01	1		舗装路面	1	〇	〇	〇	4000000	10					① 2 3・4	
02	1		受変電設備	1	〇	〇	〇	400000	15					① 2 3・4	
03	2		太陽光発電設備 (ABCDEF-123)	1	〇	〇	〇	27000000	17					① 2 3・4	法附則 15条25項
04	2		ベルトコンベアー	1	〇	〇	〇	4500000	10					① 2 3・4	
05	6		応接セット	1	〇	〇	〇	3300000	6					① 2 3・4	
06	6		パソコン	1	〇	〇	〇	400000	4					① 2 3・4	申告漏れ
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
								39600000							

資産の個数を記入してください。

取得年月を記入してください。
年号 3→昭和
4→平成
5→令和

耐用年数を記入してください。

資産の取得価額を記入してください。取得価額には、償却資産を取得するために支出した金額が含まれます(引取運賃、荷役費、運送保険料など)。消費税を税込処理している場合は税込価額を、税抜処理をしている場合は税抜価額を取得価額として申告してください。

資産の名称、品名等を記入してください。
※19文字以内で記入してください。
※1月以降に種類別明細書を発行する場合、現在19文字以上の資産については、20文字以下が削除された表示になります。(システムの全国標準化により)

この欄は電算処理方式で申告
される方のみ記入してください。

なお、資産の明細は、一般資産、課税標準の特例資産、前年中の増加・減少資産の区分を明確にし、それぞれ単品ごとの評価額から課税標準額を記入してください。

該当する増加事由の番号を○で
囲んでください。
1-新品取得
2-中古品取得
3-移動による受入れ
4-その他
※その他の場合は摘要欄に詳細を記入
してください。

- 次のようなことを記載してください。
- ① 地方税法上、課税標準の特例がある資産については、その適用条項を記入してください(例:法附則15条25項)。
 - ② 短縮耐用年数を適用した資産についてはその旨を記入してください。
 - ③ 増加償却を行った資産がある場合にはその旨を記入してください。
 - ④ 市外の支店等からの移動により増加した資産についてはその旨を記入してください。(例:〇年〇月〇〇支店より受入れ など)
 - ⑤ 1月1日に取得した資産についてはその旨を記入してください。(例:1月1日取得)
 - ⑥ 過年度分の申告漏れがある場合はその旨を記入してください。(例:申告漏れ)

種類別明細書の書き方（減少資産・修正）

修正したい項目を取消線で訂正の上、提出してください。

令和 年度 償却資産種類別明細書（資料用）

令和 年 月 日 1 頁

所有者名	株式会社	〇〇〇〇
------	------	------

所有者コード	
--------	-------

連番	資産の種類	資産コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 価 格 (円)			耐 用 年 数	減 価 残 存 率	令和！年度						課 税 の 特 準 例 額	
					年 号	年	月						評 価 額 (円)			課 税 標 準 額 (円)				
1	1	000000000000 00000001000	緑化施設	1	平成	21	10			2 700 000	7	0.720				135 000			135 000	
2	1	000000000000 00000001001	駐車場 舗装	1	平成	21	12			1 300 000	10 15	0.858				164 925			164 925	10年に 修正
3	2	000000000000 00000001002	ブルドーザー(D158AXI-889) ブルド ザ	1	平成	25	2			30 400 000	6	0.681				1 520 000			1 520 000	名称修正
4	2	000000000000 00000001003	コンプレッサー	2 3	平成	24	9			1 400 000 2 100 000	7	0.720				1 094 400			1 094 400	一部売却
5	2	000000000000 00000001004	リフト	1	平成	16	4			339 000	7	0.681				1 035 120			1 035 120	
6	2	000000000000 00000001005	発電機	1	平成	19	6			230 000	7	0.681				11 500			11 500	
7	6	000000000000 00000001006	トランジット	1	平成	3	12			340 000	5	0.631				17 000			17 000	減失 R7.12.
8	6	000000000000 00000001007	フルカラー複合機	1	平成	26	3			1 011 465	5	0.631				50 573			50 573	
9	6	000000000000 00000001008	パソコン	1	平成	27 27	9 1			560 000	4	0.562				28 000			28 000	取得年 修正

種類別明細書(資料用)を使用した修正方法を例示しています。

減少資産については、申告者が作成された様式、もしくは、他自治体の減少資産の様式を使用されても構いません。(減少資産の様式については、市のホームページからダウンロードできます。)

異動した事由を記入してください。

申告の対象となる資産

■ 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、毎年1月1日現在所有している、事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

また、償却資産の取得年月とは、原則として資産の所有権を取得し、かつ、その資産が事業の用に供することができる状況におかれた時点の年月をいいます。

なお、次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- 耐用年数が経過した償却済資産
- 未稼働、遊休状態、赤字決算等で減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- 資本的支出に該当する改良費
- 取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産
- 法人税を課されない公益法人や公共法人などが所有する償却資産
- テナントの賃借人が取り付けた内装、造作、建築設備等（賃借人が申告対象者）
- 清算中の法人においても、清算事務のために使用又は他の事業者に貸し付けている資産
- 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却している資産
- 100万円未満の美術品等

■ 申告の対象とならない資産

次の資産は、償却資産申告の対象になりません。

- アプリケーション、ソフトウェア、特許権等の無形固定資産
- 商品・貯蔵品等の棚卸資産、開業費・試験研究費等の繰延資産
- 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- 少額資産に該当するもの → 11ページをご覧ください。
- 100万円以上の美術品等

■ 申告の対象となる資産の具体例

★償却資産の対象となる主な資産の種類

資産の種類			具 体 例
1	構 築 物	構 築 物	舗装路面（駐車場の舗装）、ネットフェンス、門、塀、庭園、緑化施設、広告塔、排水溝 その他土地に定着する設備等
		建 物	プレハブ等の建物で、基礎がないもの又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物
		建 物 附 属 設 備	建築設備のうちで償却資産として扱うもの テナント（賃借人）が借家に付加した建築設備・内装（13 ページ参照）
2	機 械 及 び 装 置		太陽光発電設備、工作機械、動力配線設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」）のうち作業場において作業をすることを目的とするもの、農業用機具、その他業務用設備 等
3	船 舶		モーターボート、ヨット、ボート、遊覧船、漁船、作業船、一般船舶 等
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車 両 及 び 運 搬 具		フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99 及び 900～999」）、トロツコ 等
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品		机、椅子、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、ファクシミリ、陳列ケース、パソコン、ロッカー、金庫、コピー機、医療機器、理美容機器、各種工具、カラオケ機器、パチンコ機、観賞用生物、その他営業用備品 等

※ 自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。

※ 大型特殊自動車とは

(1) 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のものです。

ア ショベルローダ（バックホウなど）、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータスパー、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

イ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

(2) ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

○小型特殊自動車

小型特殊自動車は償却資産の課税対象ではありません。軽自動車税（種別割）の課税対象となります。

区 分	農耕作業用	その他のもの
大きさ	制限なし	長さ 4.7m、幅 1.7m、高さ 2.8m 以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	35km/h 未満	15km/h 以下
種 類	田植機、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、コンバイン など ※乗用型が対象となります。	ショベルローダ（バックホウなど）、ロードローラ、フォークリフト など
軽自動車税（種別割）額	2,400 円	5,900 円

※軽自動車税に関する問い合わせ先：出雲市 市民税課 法人・諸税係（電話 0853-21-6703）

★業種別にみた償却資産の例

業 種	具 体 例
共 通	タイムレコーダー、事務机、事務椅子、応接セット、エアコン、パソコン、レジスター、コピー機、テレビ、金庫、陳列棚、陳列台、陳列ケース、太陽光発電設備、看板、消火器、駐車場設備、舗装路面、門、扉、外溝、外灯、その他
農 業	ビニールハウス、耕運機、精米機、乾燥機、選別機、各種農機具、その他
漁 業	漁船、巻き上げ機、レーダー、各種漁具、無線機、その他
理・美容業	理・美容椅子、タオル蒸器、美顔器、パーマ器、消毒殺菌器、その他
飲 食 業	厨房設備、カラオケセット、冷蔵庫、室内装飾品、食卓、椅子、その他
医 業	各種医療機器(CT スキャン、心電図、手術機器、レントゲン機器、ベット、歯科及び各種診療用ユニット)、薬品戸棚、調剤機器、その他
建 設 業	大型特殊自動車、ポータブル発電機、コンクリートカッター、水中ポンプ、足場、ランマー、コンパクター、各種工具、その他
不動産貸付業	駐車場設備、車止め、外溝、植栽、フェンス、物置、ゴミ置場、自転車置場、ルームエアコン、その他

■ 少額資産等の取扱い

償却資産の申告の対象から除外される少額資産とは、地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、次のものになります。

- 取得価額10万円未満の資産のうち、一時に損金または必要な経費に算入したもの
- 取得価額20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却したもの。なお、租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産は、償却資産の申告対象となります。

○：申告対象、×：申告対象外

償却方法	資産の取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却 (*1)	○	○	○	○
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		
中小企業特例 (*2)	○	○	○	

※ 表内で申告対象となっている資産であっても、地方税法施行令第49条ただし書により、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産については、その取得価額が20万円未満のものは償却資産の申告対象外となります。(平成20年4月1日以降締結分)

*1 個人の方が、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産については、すべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

*2 中小企業特例を適用できるのは、租税特別措置法第28条の2、第67条の5により、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

■ リース資産について

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方（法人または個人）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している方（法人または個人）に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース契約の内容に応じて償却資産の申告は次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合	× (申告不要)	○ (申告必要)
【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※ 平成 20 年 4 月 1 日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、これまでどおり所有者である賃貸人（リース会社）が申告する必要がありますので、ご注意ください。

■ 建築設備における家屋と償却資産の区別

建築設備については、家屋と償却資産に区分して課税することになっています。

(1) 家屋の評価対象となるもの

家屋に取り付けた建築設備で、通常家屋と構造上一体となってその効用を高めるものは、家屋として固定資産税が課税されます。

(2) 償却資産の申告対象となるもの

家屋の所有者と同一人が所有する設備で、主に次のとおりです。

- ① 構造的に容易に取り外しのできるもの
- ② そのものの効用にしたがって他に転用できるものであって、そのもの自体に資産価値のあるもの
- ③ 家屋と一体となって効用を発揮するものであっても、家屋自体の効用を高めないもの
- ④ 家屋から独立した機械設備としての性格を有するもの
- ⑤ 特定の生産又は業務の用に供するもの

主な例は、次ページの表を参照してください。

テナント(賃借人)が自費により借家に付加した建築設備等について

貸ビル・貸店舗のテナント等に代表される「家屋の所有者以外の者」が、自らの事業の用に供するために家屋に取り付けた内装、造作及びこれらに附帯する建築設備等については、次ページの表の区分に関わらず、全てテナント等が所有する償却資産として申告していただくことになります。
(地方税法第 343 条第 10 項、出雲市税条例第 35 条第 8 項)

★家屋と償却資産の主な区分

設備等の種類	設備等の種類	設 備	区 分	
			家屋	償却資産
建設工事	内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作 等	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 等		○
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		○
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事、屋外の配線		○
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○
		配管・配線等	○	
	LAN 設備	設備一式		○
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー、アンプ等の機器		○
		配管・配線等	○	
	インターホン設備	集合玄関機等、親機・子機	○	
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		○
		配管・配線等	○	
	避雷設備	設備一式	○	
	火災報知設備	設備一式	○	
	呼出表示設備	設備一式	○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		○
		屋内設備、配管、高架水槽、受水槽、ポンプ 等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		○
		屋内の配管 等	○	
	衛生設備	設備一式(洗面器、便器等)	○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛け型)、特定の生産または業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	換気設備	特定の生産または業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○
		エスカレーター、エレベーター 等	○	
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店等のサービスに関わる設備、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○
		上記以外の設備	○	
	洗濯設備	事業用の洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、寮・病院等の洗濯設備		○
外構工事	外構工事	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(つい立て)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪機、ごみ処理設備、郵便受け、宅配ボックス、カーテン・ブラインド、オートロック(電子錠) 等		○
		工事一式(門・塀・緑化施設等)		○

償却資産の課税のしくみ

償却資産の評価は、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本とし、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。

【評価額の算出方法】

	償 却 資 産 評 価 額
前年中に取得した資産	取得価額 × 減価残存率 $(1 - R \times \frac{1}{2})$
前年前に取得した資産 (R7年1月1日までに取得した資産)	前年度評価額 × 減価残存率 $(1 - R)$

- (注) 1. R = 固定資産評価基準別表 15 の減価率 (次ページ参照)
2. 減価残存率は小数点第3位未満切捨て

■ 計算例

評価額の算出方法及び税額計算例です。

なお、一般方式で申告される方は、実際の評価計算等については市で行いますので、申告の際に算出していただく必要はありません。

下記の資産を取得した場合の評価額

品 名	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率
複 合 機	R 6. 5	1,250,000 円	5 年	0. 3 6 9
舗 装 路 面	R 7. 1	2,384,000 円	15 年	0. 1 4 2

品 名	評 価 額
複 合 機	(前年度評価額) 1,250,000 × 0.815 = 1,018,750 円 (今年度評価額) 1,018,750 × 0.631 = 642,831 円
舗 装 路 面	(今年度評価額) 2,384,000 × 0.929 = 2,214,736 円
合 計 金 額	642,831 + 2,214,736 = 2,857,567 円

個々の資産の評価額を合計して、課税標準額とします (千円未満切捨)。

上記の場合は、2,857,000 円が課税標準額です。

よって税額は、2,857,000 円 (課税標準額) × 1.5% (税率) = 42,800 円 (百円未満切捨) となります。

■ 評価額の最低限度

償却資産における評価額が、計算の結果として取得価額の5%を下回った場合は、取得価額の5%が評価額となります。

■ 取得価格について

種類別明細書に記載する取得価格については、法人税または所得税において、税抜経理方式を採用している場合には消費税額を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は消費税額を含んだ金額となります。

また、他より購入した場合はその購入価格、自己の建設・製造等の場合はその建設・製造等に要した金額です。

原則として所得税や法人税等の取扱いと同様です。

■ 耐用年数について

減価償却資産の取扱いで使用する「耐用年数」とは、減価償却資産を通常の用途で使用情况、通常予定される効果を上げることができると見込まれる年数のことです。

総務省告示「固定資産評価基準」で、償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の別表に掲げる耐用年数によるものとする定められています。

そのため固定資産税（償却資産）においては、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表第一、第二、第五および第六の耐用年数を適用することになります。

耐用年数の例については、市のホームページで確認してください。

★減価残存率表（固定資産評価基準別表15抜粋）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
	R	1-R/2 (A)	1-R (B)		R	1-R/2 (A)	1-R (B)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924
				30	0.074	0.963	0.926

課税標準の特例と非課税等

■課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。ただし、国税における租税特別措置法の適用を受ける資産が、ただちに固定資産税の特例資産に該当するものではありませんので、ご注意ください。

なお、該当する償却資産を所有されている方は、適用要件を証明する書類（申請書、認定書、設置届出書等）の写しを添付するとともに、種類別明細書の備考欄に適用条項を記載して申告してください。

★課税標準の特例（抜粋）

令和7年4月現在

地方税法		資産の種類	特例の内容等	適用 期限	添付書類
第 349 条の 3 第 5 項		内航船舶	価格の 1/2	なし	・動力船舶登録票 ・船舶国籍証書 ・船舶検査証書等
地方税法 附則第 15 条	第 25 項 第 1 号 (イ) 第 3 号(イ)	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた太陽光発電設備 (FIT・FIP認定外)	最初の 3 年度分 発電量 1000kw 未満 価格の 2/3 発電量 1000kw 以上 価格の 3/4	R8.3.31 までに取得	・補助金交付決定通知書 (写) ・出力規模や設備の概要が確認できる資料 ※1
	第 25 項 第 1 号 (ロ) 第 3 号 (ロ)	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた風力発電設備 (FIT・FIP認定)	最初の 3 年度分 発電量 20kw 未満 価格の 3/4 発電量 20kw 以上 価格の 2/3	R8.3.31 までに取得	・再生可能エネルギー発電設備に係る認定通知書 (写) ・出力規模や設備の概要が確認できる資料 ・電力受給契約書等(写)
	第 43 項	中小企業者等が中小企業等経営強化法に基づき取得した先端設備 ※2	【賃上げ表明における雇用者給与等支給額増加率】 3%以上 最初の5年度分 価格の1/4	R7.4.1～ R9.3.31 までに取得	・市が発行する先端設備等導入計画認定書(写) ・先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書(写) ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面
			【賃上げ表明における雇用者給与等支給額増加率】 1.5%以上 最初の3年度分 価格の1/2	R7.4.1～ R9.3.31 までに取得	○申告者がリース会社の場合 ・リース契約書(写) ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写)

○特例適用後の課税標準額は、評価額に上記の割合を乗じた額となります。

※1 ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備又は地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備

※2 R7.3.31 までに取得したものについては特例の内容が一部異なります。詳細は下記のとおりです。

資産の種類	特例の内容等	適用期限	添付書類
中小企業者等が中小企業等経営強化法に基づき取得した先端設備	【賃上げ表明あり】 最初の4年度分 価格の1/3	R6.4.1～ R7.3.31 までに取得	・市が発行する先端設備等導入計画認定書(写) ・先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(該当の場合)
	【賃上げ表明なし】 最初の3年度分 価格の1/2	R5.4.1～ R7.3.31 までに取得	

■ 非課税について

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

該当する資産があると思われる場合は、お問い合わせください。

例) 国・県・市に無償貸与している公用または公共用の資産、宗教法人の宗教施設等

■ 税金の減免について

災害により、所有する償却資産が著しく損害を受けた場合等には、申請により税金の減免を受けられる場合があります。被災された際は、すみやかに資産税課までご連絡ください。

参考：国税との比較表

区 分	国税の取扱い (法人税・所得税)	固定資産税の取扱い (償却資産)
償却計算の期間	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【平成 19 年 3 月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成 19 年 4 月 1 日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)	一般の資産は旧定率法 (固定資産評価基準に定められた減価率 を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる 減価率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却の適用 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1 円)まで	取得価額の 100 分の 5
改良費の評価方法	原則区分評価	区分評価

申告の誤りが多いケース

① 太陽光発電システムについて

太陽光発電設備を設置された方は、お持ちの資産が申告対象になる場合があります。次の一覧表でご確認ください。

★課税対象要件の一覧表

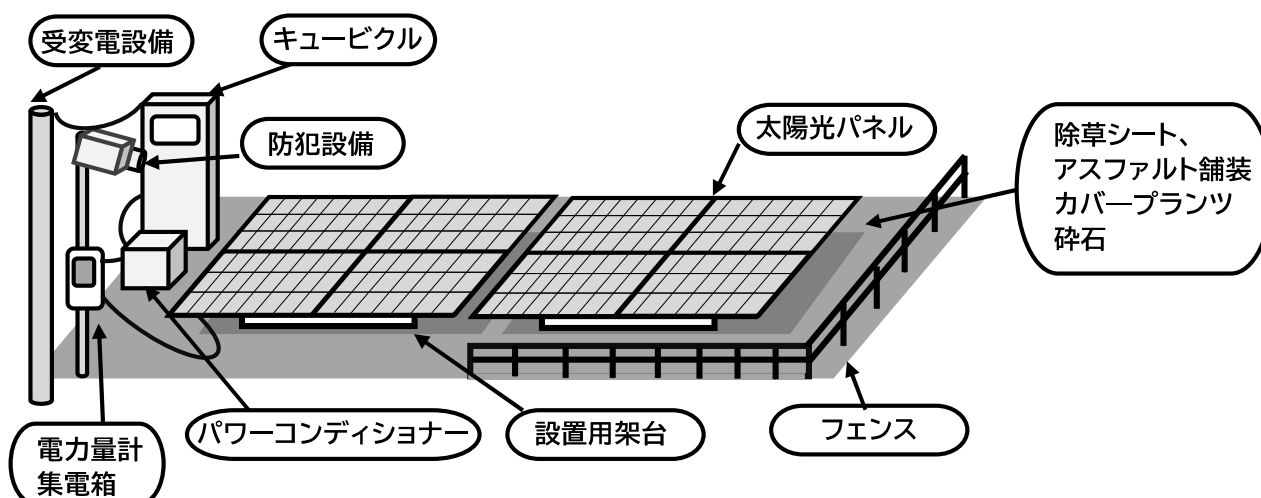
所有者	全量売電	余剰売電	自家消費
法人	○ 対象	○ 対象	○ 対象
個人(10kw 以上)	○ 対象	○ 対象	× 対象外
個人(10kw 未満)	○ 対象	× 対象外	× 対象外

⚠ 申告上の注意点

- 事業用家屋(共同住宅等)上に設置されたものは、個人所有であっても事業用資産となり、発電出力量や売電の有無に関わらず、申告の対象となります。
- 屋根建材型のパネル(置き型ではないもの)は、家屋として評価されているため、償却資産の申告対象外となります。
- 補助金を受けて設置した場合の取得価額は、補助金を受ける前の金額です。
- PPA(電力購入契約)に伴う太陽光発電設備の申告者は、太陽光発電設備の所有者であるPPA事業者となります。

申告開始時期	設置した翌年から 例：令和7年9月に設置 → 令和8年1月に償却資産申告
申告すべき資産に含まれるもの	太陽光パネル、設置用の架台、接続ユニット、表示ユニット、電力量計、配送費(輸送費)、取り付け工事費 など ※周辺の囲いやフェンス、防犯カメラなども償却資産の申告対象になります。
耐用年数	概ね17年 ※減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第二 31より

※工事請負契約書などで該当の有無を確認してください。



家屋に付設されたものについては、次ページの図も参考にしてください。

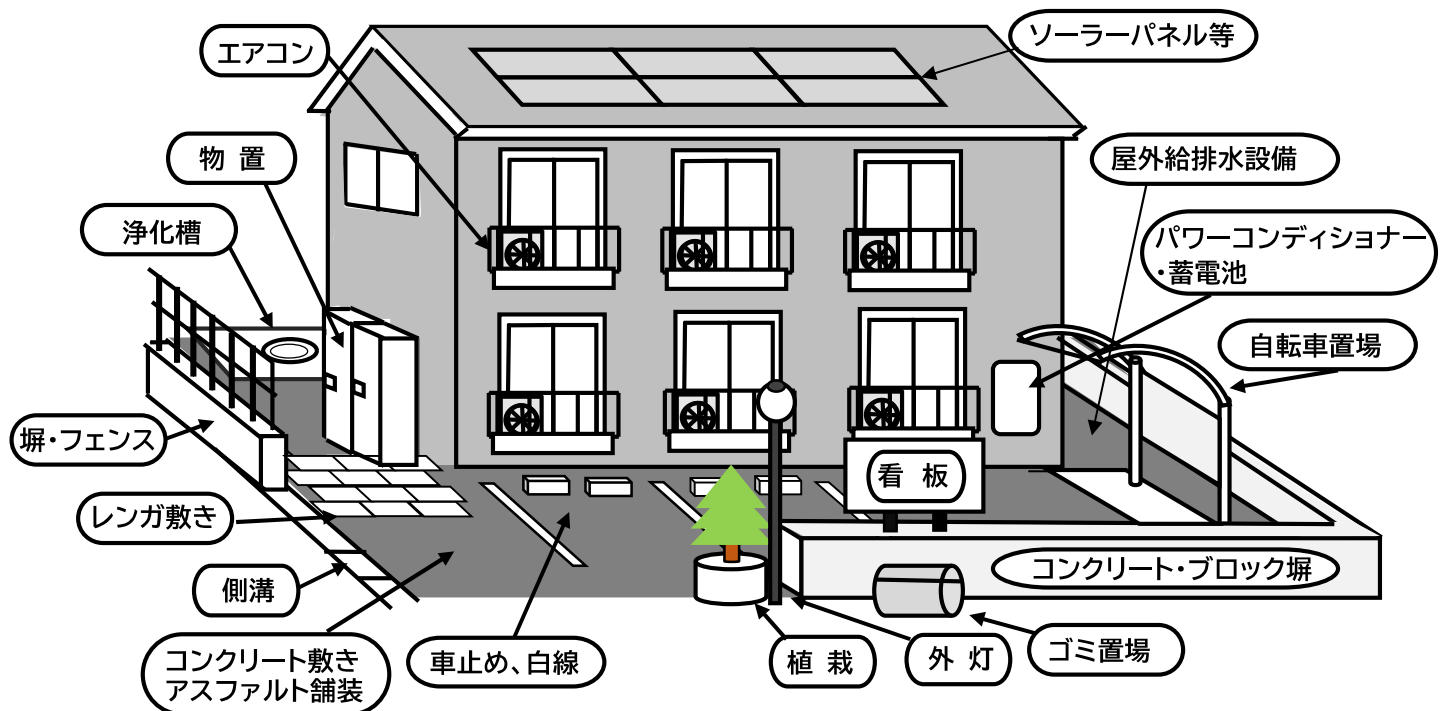
② 共同住宅(賃貸アパート)等の申告について

共同住宅(賃貸アパート)や貸店舗、貸駐車場の経営は、不動産賃貸業を営んでいることになりますので、この事業に使用している資産は事業用資産となります。

敷地や建物本体には、それぞれ土地、家屋として固定資産税が課税されますが、これら以外の設備等の中には、償却資産の対象となるものがあり申告が必要です。

対象となる償却資産の具体例は、下記図のとおりです。

申告開始時期		新築した翌年から 例：令和7年9月に新築 → 令和8年1月 に償却資産申告
申告対象資産	構築物	敷地のアスファルト舗装、コンクリート舗装、屋外給排水設備、下水道接続工事、側溝、フェンス、門、ブロック塀、外灯、植栽工事、広告塔 など
	機械・装置	太陽光発電設備、駐車場機械設備（自動精算機）、受変電設備、自家用発電設備 など
	器具・工具・備品	壁掛けエアコン、ゴミ置場、家具付きアパートのテレビ、電子ロック、宅配ボックス など



その他

よくある質問について

申告の際によくある質問を、市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

出雲市 償却資産 よくある質問



固定資産税（償却資産）を申告する皆様へ

エルタックス eLTAX の電子申告を ぜひご利用ください！

1. 電子申告のメリット

① 電子申告のメリット

- インターネットを通じて、オフィスやご自宅から簡単に申告できます。
→ 混み合う窓口に出かける必要が無く、郵送料金もかかりません。
- 紙の申告書作成よりも手間がかかりません。
→ PCdesk（無料）やeLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書への自動入力や自動計算などサポート機能が完備されています。
- 複数の地方団体に資産が所在している場合でも、一括でそれぞれの地方団体分の申告書を作成・送信することが可能です。

② 償却資産の申告書作成支援機能（一括作成機能）のご紹介（令和2年12月リリース）

画面入力で資産の一覧管理ができます。増加資産や減少資産を反映すると、申告時に変更分を抽出して、提出すべき複数団体へ一括申告が可能です。（詳しくはコチラ：
<https://www.eltax.lta.go.jp/documents/02648>）

① 一覧管理				A市 B市 C市
提出先	資産の名前	数量	取得価格	
A市	ヘリコプター	1	999,999	
A市	ボート	3	888,888	
B市	エアコン	20	777,777	
B市	応接セット	2	666,666	
C市	ベッド	5	555,555	

PCdesk(DL版)

② 一括申告

2. eLTAXのご案内



eLTAXの利用時間	8:30~24:00 (土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。) ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけます。
eLTAXホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
よくあるご質問	疑問点がある場合は、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。 https://eltax.custhelp.com/ 

お早めに申告いただきますよう、ご協力をお願いします。